

旧

令和 3 年 月 日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市廃棄物減量等推進審議会
会長 遠山 岳史

船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）事務局案

令和 3 年 10 月 27 日付、船資循第 633 号により当審議会に諮問された船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について、当審議会で審議した結果、別添の船橋市一般廃棄物処理基本計画（案）に下記の意見を付して答申といたします。

記

1. 持続可能な循環型社会の実現と環境負荷の低減

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、適正に利用または処分されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来るだけ低減される社会をいうが、自然や生態系の維持といった自然共生社会と温室効果ガスの削減を進める低炭素社会の 3 つを統合的に進めることにより持続可能な社会が実現される。

環境負荷を低減し持続可能な社会を実現するためには、さらなる市民、事業者、行政の協働が必要であることから、それぞれが一体となった連携の強化や持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを期待する。

2. 事業系ごみの適正排出と分別の推進

船橋市が行う事業系ごみ組成調査では、資源化できる紙類が多く含まれおり、分別が徹底されていないと推測されることから、事業系ごみの発生抑制によるごみ減量を図るため、検査体制の強化および排出事業者への指導など、事業系ごみの適正な排出と分別の推進を期待する。

3. 食品ロスの削減

国は平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」をふまえ、令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロス発生量を半減するという目標を設定している。

食品ロスの削減のためには市民、事業者、行政がそれぞれの立場から主体的にこ

資料 3

令和 3 年 月 日

新

船橋市長 松戸 徹

船橋市廃棄物減量等推進審議会
会長 遠山 岳史

船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）事務局案 2

令和 3 年 10 月 27 日付、船資循第 633 号により当審議会に諮問された船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について、当審議会で審議した結果、別添の船橋市一般廃棄物処理基本計画（案）に下記の意見を付して答申といたします。

記

1. 持続可能な循環型社会の実現と環境負荷の低減

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、適正に利用または処分されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来るだけ低減される社会をいうが、自然や生態系の維持といった自然共生社会と温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素社会を統合的に進めることで、持続可能な社会が実現される。

環境負荷を低減し持続可能な社会を実現するためには、さらなる市民、事業者、行政の協働が必要であることから、それぞれが一体となった連携の強化や持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを期待する。

2. 事業系ごみの適正排出と分別の推進

船橋市が行う事業系ごみ組成調査では、資源化できる紙類が多く含まれおり、分別が徹底されていないと推測されることから、事業系ごみの発生抑制によるごみ減量を図るため、排出事業者への指導および検査体制の強化など、事業系ごみの適正な排出と分別の推進を期待する。

3. 食品ロスの削減

国は平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」をふまえ、令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロス発生量を半減するという目標を設定している。

食品ロスの削減のためには市民、事業者、行政がそれぞれの立場から主体的にこの問題に取り組み、食べ物を無駄にしない社会の形成が必要であることから、世代

の問題に取り組み、食べ物を無駄にしない社会の形成が必要であることから、世別の食育や事業者への啓発などを通じ食品を大切にすることを醸成するほか、やむを得ず不要となった食品を有効活用するなど食品ロスの削減に向けた取り組みを期待する。

【付帯意見】

1. 家庭系可燃ごみの戸別収集について

家庭系可燃ごみの戸別収集の導入により「排出者責任の明確化」が実現され、市民のごみ分別の徹底や減量意識の促進、ごみ排出及びごみ収集ステーション管理の負担軽減、事業系ごみの家庭系ごみへの流入や処理不適物の流入防止といった効果が期待できる一方、プライバシーの問題が指摘されるほか、ごみ収集ステーションの設置されていない集合住宅への対応、交通量の多い道路や狭隘道路での通行の妨げや収集運搬経費の増加など、船橋市としての課題もあると思われるため他市状況も注視しつつ、その必要性について検討することを要望する。

2. プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について

船橋市では、ペットボトル以外のプラスチック使用製品廃棄物を可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与しているが、プラスチック使用製品廃棄物については、徹底したリサイクルによる再生利用を図る必要があるとの国の考え方もあることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するための必要な措置を国、近隣自治体や民間事業者などの動向を注視しながら、検討することを要望する。

3. 使用済み紙おむつの分別収集と資源化について

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済み紙おむつについては、国が令和2年(2020)年3月に策定した「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を基に検証されたが、使用済み紙おむつの分別収集と資源化については、資源化の手法が再生パルプなどへのリサイクルやバイオマスボイラー用の燃料としてのペレット化と限られているうえ、その利用先が確立されていないこと、および、全国的にも参考事例が少なく比較・検討が難しいと思われるが、他市の状況や資源化技術の動向も注視しながら、その必要性を検討することを要望する。

別の食育や事業者への啓発などを通じ食品を大切にすることを醸成するほか、やむを得ず不要となった食品を有効活用するなど食品ロスの削減に向けた取り組みを期待する。

4. 水質浄化に対する意識啓発

東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンなどによる富栄養化を防止するため、くみ取り便槽、単独処理浄化槽から、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進するほか、市民、事業者に対し水質浄化に対する意識が高揚するよう周知、啓発を行うことを期待する。

【付帯意見】

1. 家庭系可燃ごみの戸別収集について

家庭系可燃ごみの戸別収集の導入により「排出者責任の明確化」が実現され、市民のごみ分別の徹底や減量意識の促進、ごみ排出及びごみ収集ステーション管理の負担軽減、事業系ごみの家庭系ごみへの流入や処理不適物の流入防止といった効果が期待できる一方、プライバシーの問題が指摘されるほか、ごみ収集ステーションの設置されていない集合住宅への対応、交通量の多い道路や狭隘道路での通行の妨げや収集運搬経費の増加など、船橋市としての課題もあると思われるため他市状況も注視しつつ、その必要性について検討することを要望する。

2. プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について

船橋市では、ペットボトル以外のプラスチック使用製品廃棄物を可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与しているが、プラスチック使用製品廃棄物については、徹底したリサイクルによる再生利用を図る必要があるとの国の考え方もあることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するための必要な措置を国、近隣自治体や民間事業者などの動向を注視しながら、検討することを要望する。

3. 使用済み紙おむつの分別収集と資源化について

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済み紙おむつについては、国が令和2年(2020)年3月に策定した「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を基に検証されたが、使用済み紙おむつの分別収集と資源化については、資源化の手法が再生パルプなどへのリサイクルやバイオマスボイラー用の燃料としてのペレット化と限られているうえ、その利用先が確立されていないこと、および、全国的にも参考事例が少なく比較・検討が難しいと思われるが、他市の状況や資源化技術の動向も注視しながら、その必要性を検討することを要望する。